

第15期幹部社員大学

1. 目的

経営指針書に基づく経営実践のため経営者と一体で事業に主体的に取り組む幹部社員の育成。
他社の経営者との本音の議論を通じて、幹部社員の自社の経営理念に対する理解を深める。

2. 講師

参加企業の会員経営者

3. 実施内容

◆日程 : 2021年9月～2022年2月、2022年7月（合計7回）

◆予定会場： 岡山シティホテル桑田町 岡山市北区桑田町3-30 TEL 086-221-0001
岡山県生涯学習センター 岡山市北区伊島町3-1-1 TEL 086-251-9788
ハッシュタグ（BRANCH 岡山北長瀬内） 岡山市北区表町1-4-64 TEL 086-224-0995

◆参加対象： 会員企業の県内在住の幹部社員
（経営者同席が必須。1社につき受講幹部社員は1名とする。）※詳細は申込書参照

◆持参物 : 研修会ファイル（第1回に配布）、自社の経営指針書、筆記用具

◆テキスト： 中同協発行 『人を生かす経営～中小企業における労使関係の見解（2017年5月改訂版）』
『企業変革支援プログラム（STEP1～STEP2）』『新版・共に育つ（1～3）』
『経営指針成文化と実践の手引き』、『働く環境づくりの手引き』

◆参加費用： 1社 90,000円（第1回宿泊費、テキスト代〔各社1冊ずつ〕含む）

◆最終締切 : 9月10日（金） 13:00

◆最少催行参加企業数： 6社

◆予定カリキュラム ※新型コロナウイルス感染症に係る局面の変化や、行政等の要請や命令があった場合は、内容や日程の変更、一定期間の中断等を行うことがあります。

	予定日時	テーマ	予定会場
第1回	9月25日(土)13:00 ～26日(日)12:00	人生観と経営理念、経営理念とその実践 自社を見つめ直す、経営者との信頼関係	岡山シティホテル 桑田町
第2回	10月23日(土) 13:00～18:00	管理者の責任 幹部社員とは	生涯学習センター
第3回	11月27日(土) 13:00～18:00	経営のパートナーとしての幹部社員の在り方 労使関係	生涯学習センター
第4回	12月18日(土) 13:00～18:00	部下との関係 働き方改革と企業の対応	生涯学習センター
第5回	1月22日(土) 13:00～18:00	労働生産性の把握とその向上方法 自分を変える	生涯学習センター
第6回	2月26日(土) 9:30～19:30	アクションプランの発表 継続は力	ハッシュタグ
第7回	7月23日(土) 13:00～18:00	フォローの会 修了式	生涯学習センター

2021年度 第15期幹部社員大学申込書

岡山県中小企業家同友会
社員教育求人委員会 御中

年 月 日

(FAX : 086-225-3662、E-mail : info@okayama.doyu.jp)

会社名 () 会員名 ()

受講幹部社員 氏名	役職
フガナ	

下記参加要件の全ての項目のチェックボックスにチェックを入れて下さい。
受講は全ての要件を満たす企業のみとさせていただきます。

項目	要件 及び 確認事項
① 経営者	<input type="checkbox"/> 岡山同友会会員であること
	<input type="checkbox"/> 2020年度もしくは2021年度の経営指針書(経営理念・経営方針・経営計画が揃っているもの)を事務局に提出していること
	<input type="checkbox"/> 全日程に受講幹部と共に出席すること。どうしても出席できない場合は、経営者に準ずる方(非会員でも可)が出席すること(ただし代理の出席上限は3回までとする)
	<input type="checkbox"/> 岡山同友会新型コロナウイルス対策本部が別に定めた参加要件(別紙)を遵守すること(要件は感染症の状況に応じて予告なく変更される場合があります)。また要件に該当しなくなった場合は当日の正午までに事務局に申出た上で、代替課題の指示を受けること(◆)。
	<input type="checkbox"/> 提出物は完記の上、定められた期限までに提出すること
	<input type="checkbox"/> 参加費は、請求期限までに一括全納すること
② 受講幹部	<input type="checkbox"/> 部門や部署の責任者であること、もしくは経営者と本人の双方が後継者候補であることを認めていること
	<input type="checkbox"/> 直属の部下がいること
	<input type="checkbox"/> 全日程に出席すること
	<input type="checkbox"/> 岡山同友会新型コロナウイルス対策本部が別に定めた参加要件(別紙)を遵守すること(要件は感染症の状況に応じて予告なく変更される場合があります)。また要件に該当しなくなった場合は当日の正午までに事務局に申出た上で、代替課題の指示を受けること(◆)。
	<input type="checkbox"/> 与えられた課題は完記し、定められた期限までに提出すること(課題の提出漏れ・白紙があった場合、その回は欠席したもの見做します。またやむを得ず欠席せざるを得ない回が生じた場合も、課題は期限までに提出するものとします)

(◆) 課せられた代替課題を期限までに提出することにより、出席扱いとする(1回のみ)。

【受講中止事項】

- ※受講幹部の欠席が2回に及んだ場合{(◆)を除く}
- ※経営者も経営者に準ずる方も出席できないことが2回に及んだ場合{(◆)を除く}
- ※経営者代理の出席が上限(3回)を超過する場合
- ※その他、上記参加要件に反した場合および受講中に要件を満たさなくなった場合

★原則として、一旦払い込まれた受講料は返金しません(受講幹部や経営者本人が感染した場合や、受講企業内においてクラスターが発生した場合など客観的理由で受講を中止せざるを得ない時の対応は別途検討します)。

★第1回の宿泊(朝食付き)は任意としますが、宿泊の有無にかかわらず参加費は同額です。

★感染症対策として飲み物や食事は用意いたしません(会場施設側が一人ずつ提供した場合を除く)。各自でご準備ください。